

## 平成25年度第1回

### 四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 平成25年8月5日(月) 午後1時30分から午後2時46分

2. 開催場所 四街道市役所本館5階 第1会議室

3. 出席者

《出席委員》

大岩 重次郎、 杉山 正夫、 花島 公子、 柴田 敦雄、 菊池 忍  
櫻井 素子、 横山 宏、 千村 晃三、 永野 勤、 若菜 幸二

《欠席委員》

なし

《事務局》

高橋健康こども部長、大川健康こども部次長、香取国保年金課長  
濱田副主幹、大塚副主幹

4. 傍聴人 3人

5. 議題

【諮問事項】

(1) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

【報告事項】

(1) 平成24年度四街道市国民健康保険特別会計決算見込について

6. 審議の経過

別紙のとおり

(会議録署名)

四街道市国民健康保険運営協議会

会 長 大 岩 重次郎

平成25年度第1回国保運営協議会議事録 25.8.5(月)

市役所本館5階 第1会議室

13:30~14:46

事務局  
(濱田 GL)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「平成25年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

本日は、10名の委員の皆様全員ご出席いただいております、四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に基づき、この会議が成立したことをご報告いたします。

また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

-----挨拶-----

事務局  
(濱田 GL)

つづきまして、健康こども部長の高橋より、ご挨拶を申し上げます。

部 長

-----挨拶-----

事務局  
(濱田 GL)

つづきまして、本日は、傍聴希望者が3名いらっしゃっております。

この会議は、四街道市国民健康保険運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっておりますが、会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することになっております。

また、四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定に基づき会長が議長を務めることになっておりますので、今後の議事進行を「大岩会長」をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

会 長

議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いします。

はじめに、会議の公開について、お諮りします。

本日の議題の内容は、四街道市情報公開条例に規定する非公開情報ではなく、かつ、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるとは認められないと思われまますので、公開としたいと思いますが、委員の方々はいかががでしょうか。

委員全員

--- 異議なし ---

会 長	<p>それでは、公開としますので、傍聴希望者を入室させてください。</p> <p>※（傍聴希望者3名入室）</p>
会 長	<p>傍聴者の皆様をお願いします。本日の協議資料を傍聴者の方にも配布させていただきますが、会議終了後、回収させていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。</p>
会 長	<p>本日の議題については、最初に諮問事項となっておりますが、市長より会長あてに諮問が出ており、皆様のお手元に写しを配布させていただいております。</p> <p>その諮問事項について、これより審議を行います。</p> <p>「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」について議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (香取課長)	<p>(別紙資料に基づき説明)</p>
会 長	<p>事務局より、説明が終わりました。</p> <p>何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言を願います。</p>
杉山委員	<p>A4縦型の資料の中で、附則の「(施行期日)」ですが、「この条例は、平成29年1月1日から施行する。―――」とありますが、したがって、29年1月1日までは現状のままということでしょうか。</p>
事務局 (大塚GL)	<p>新旧対照表の一番上、第25条につきましては、公布の日から改正するものですが、それ以下につきましては、29年の1月から適用するということで、それまでは、このままの条項で生き続けるということになります。</p>
杉山委員	<p>第25条の第1項に関しては、ということでしょうか。</p>

事務局 (大塚 GL)	25条だけは、即、実行に移すのですが、それ以降、附則の例えば第4項以下につきましては、29年からの実行、それまでは、現状の条例のまま生きるということになります。
会 長	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>特に無いようですので、この議題については、諮問を受けておりますので、皆さんにお諮りしたいと思います。</p> <p>「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」について、当協議会として、本案で市長あてに答申させていただくことにご賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	--- 全員賛成 ---
会 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、この内容で市長に答申したいと思います。
会 長	<p>さて、次の議題ですが、次の議題については、報告事項となっております。</p> <p>「平成24年度四街道市国民健康保険特別会計決算見込」について、議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (香取課長) (濱田 GL)	(別紙資料に基づき説明)
会 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、何か質問はありますか。ある場合には挙手をして、指名を受けてから発言をお願いします。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>先に、事務局からお願いがあります。</p> <p>今回、この「平成24年度四街道市国民健康保険特別会計決算見込」に関する資料を委員の皆様へ事前送付させていただいた際、この資料に関し、ご質問等あれば事前にお願ひしたいという旨を送付文に記載しお送りいたしました。柴田委員から事前にご質問をいただいておりますので、そのご質問内容を紹介させていただいたうえで、それに対する回答をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

一 同

--- 了承 ---

事務局  
(濱田 GL)

それでは、柴田委員からいただいたご質問内容について、紹介並びに回答をさせていただきます。

(柴田委員からの事前質問及びそれに対する回答)

【質問 1】

平成 24 年度決算に関する資料の中で、4 ページの一番上に一般被保険者分高額療養費に関する表があるが、そのうち「高額療養費」の中で、一件当たり一番高額な事例について、病名等具体的に伺いたい。

〈回答〉

平成 24 年 10 月分レセプトで、当時 74 歳男性が総合病院の心臓外科にて連合弁膜症により入院・手術を実施した事例で、高額療養費の額は、1,014,002 円です。

【質問 2】

同じく、4 ページの一番上の一般被保険者分高額療養費に関する表のうち、「高額介護合算療養費」が 21 件とあるが、具体的な内容について伺いたい。

〈回答〉

国保の世帯内に介護保険の受給者がいる場合、国保の医療と介護サービスのそれぞれの自己負担の年間額を合算して、定められた限度額を超えた場合に支給するのが「高額介護合算療養費」ですが、全体的に言うと、対象者は概ね 65 歳以上の方で、施設や自宅で介護を受けながら併せて医療行為も受けておられる方と言えます。

事務局  
(濱田 GL)

(以上でございます。)

横山委員

3 ページの「2. 保険税収納状況」については、わかりやすく良い資料だと思いますが、ここで、調定額というのは、初めに課税した額で、収入済額というのは、納められた額で、未収入額というのは、まだ納められていない額だと思いますが、毎年この資料を見ていると、1 ページに戻って、最後の「国保税徴収率推移」で「現年課税分」・「滞納繰越分」それぞれありますが、この明細が 3 ページの表であるわけですが、「現年」・「滞納」それぞ

	<p>れの「未収額」の「計」を見ますと、現年分の未収額の計は3億248万4,800円ですが、それに対し、滞納分の未収額の計は13億6,890万8,303となっております。</p> <p>このことは、おそらく、滞納分の国保税がなかなか入ってこないという結果だと思いますが、これの対策として、昨年からでしょうか、住民税も含めて、徴収のプロジェクトができていているということですが、その辺の動きと、今年は徴収率が若干上がっておりますが、その辺をご説明いただけると有難いのですが。</p>
<p>事務局 (大塚 GL)</p>	<p>委員仰せの通り、平成24年度から、市の収税課の部門の中に「債権回収室」という課内室が立ち上がりまして、昨年から動き始めたところなのですが、私たちの方でそちらの方に作業を依頼しているのが、まさにこちらにある通り「滞納繰越」と言いまして、かなり古い年度の分から、払えない状況は色々あるとは思いますが、そういった方の徴収業務を移管しているという、そういう状況でございます。</p> <p>申し訳ないのですが、今日の時点で、そちらの方に、例えば、移管した件数であるとか、その内どれ位お金がとれたかという資料を持ち合わせていないのですが、かなり効果は上がっているところでは。</p> <p>その中でも、例えば、そういう室が立ち上がって、実際にかなり徴収の実績を上げている、そのあたりの情報がかなり公開されることによって、今まで滞納されている方にもある程度の抑止効果が出て来るものとして期待しているところでは。</p>
<p>横山委員</p>	<p>この、滞納分というか未収額というものは、ほかの自治体と比べて四街道市はどうなのでしょう。</p>
<p>事務局 (大塚 GL)</p>	<p>まず、現年度に関しまして、この収納率は真ん中よりは上という位置にあり、また、滞納繰越分につきましても、概ね県内では真ん中位の位置にあるところでは。</p> <p>実際に県内でも、かなりこの収納率には苦慮しているところなのですが、現年度で言いますと、23年度よりも24年度の方が現年の収納率が上がっているという市町村が、まだはっきりと決算は出ていないのですが、多くなっております。</p> <p>現年の収納率が良くなれば、翌年に持ち越すものも少なくなるということになりますので、そういう傾向が続けば、この滞納繰越額が、何年か掛かりますけれども徐々に減って行くものということで私たちは認識しているところでは。</p>
<p>永野委員</p>	<p>四街道市の年間総医療費はどのくらいなのでしょう。</p> <p>それと、1世帯当たりの年間総医療費および1人当たりの年間総医療費が</p>

	<p>どれ位なのかお教えいただきたいのですが。</p>
<p>事務局 (香取課長)</p>	<p>決算額でお答えします。</p> <p>また、高額医療費につきましては、長期入院等である程度限られておりますので、高額医療費を除いた額としてご説明させていただきます。</p> <p>資料の3ページの3.療養諸費の状況の(1)一般被保険者分と(2)の退職被保険者分に、4ページにございます、5.移送費の状況の(1)一般被保険者分と(2)退職被保険者分を加えますと、年間の総医療費と保険者負担分が算出されることとなります。</p> <p>はじめに、総医療費としては、3.療養諸費の「費用額」の一般・退職分に5.移送費の「費用額」の一般・退職分をそれぞれ加えますと、総額が、82億835万129円となり、これを件数で割りますと、1件当たりの額として、18,759円となり、1世帯と1人当たりにつきましては、国保の場合、制度上、加入される方と資格喪失される方で毎月出入りが激しくなっておりますことから、それぞれ、平均で求めた数値として、年間平均世帯数は、15,498世帯、年間被保険者数は2,7653人となっており、総額の82億835万129円をこの数値で割りますと、1世帯当たりの年間総額医療費は、529,639円、1人当たり年間総医療費は、296,834円となります。</p> <p>同じように、保険者負担分を算出してみますと、総額は60億216,204円となり、1件当たりでは、13,713円、1世帯当たりでは、387,161円、1人当たりでは、216,982円となっており、いわゆる、総医療費の約3割に近い金額が、保険者負担分となっております。</p>
<p>永野委員</p>	<p>1ページ目の被保険者数の推移ですが、平成20年度から23年度にかけて年々増えてきたものが、24年度は前年度に比べ減っているのですが、その要因はどのようなものなのでしょうか。</p>
<p>事務局 (香取課長)</p>	<p>細かくは分析はしてはおりませんが、企業で社会保険等に入っていた方が国保に入ってくる人数が少なくなってきたということで、おそらく民間企業等で定年の延長等を行っているかと思うのですが、そういったことも影響しているのかなと思います。</p>
<p>千村委員</p>	<p>1ページの国保税徴収率推移ですが、徴収率は金額換算でしょうか。加入者換算でしょうか。</p>
<p>事務局 (大塚 GL)</p>	<p>収納率に関しましては、完全に、金額での率を出しております。</p>
<p>千村委員</p>	<p>人口換算を行ったとすると、四街道市の被保険者数が2万7千何がしとい</p>

うことですが、その内何千人の方が未納となっているのですか。ざっくりで結構ですので。

事務局  
(大塚 GL)

世帯数ということでお答えしますと、毎年3千は切るのですが、3千近い世帯の方が、その年度の分を払うのを、間に合わなかったというのでしょうか、払い切れないまま翌年度を迎えていらっしゃる、ということです。

千村委員

永遠の課題だと思うのですが、加入者が金を払わないということは、退会をするということが原則だと思うのです。

我々がちゃんと払っている金額を彼らが悪用しているということですかね、未納者が健康保険証を発行されて、当然の権利として使われたのでは、義務が果たされていないのに権利だけ使うというのは、大変腑に落ちない気持ちになります。

何らかの法律や条例等で、例えばですよ、数年間連続して未納の場合には保険証を発行しない、というような何か行政的な歯止めはあるのでしょうか。

事務局  
(大塚 GL)

まず、国民健康保険の加入自体は、健康保険法の中で、強制加入という言葉がはっきりありますので、入ってもらえないのですが、その中で、おっしゃる通りなのですが、もちろん、きちんと払っている方には、私どもは保険証を郵送で確実に更新時期に発送しているのですが、逆に、支払いの悪い方につきましては、単純に私どもの方から更新時期が来たからといって、保険証をそのまま郵送するようなことはしておりません。

その中で、何か理由があって払わないのですか、ということで、半年に一度なのですが、未納されている方に対して呼び出し状を発送して、来ていただいて事情などを教えていただいております、事情を教えていただいた方につきましては、きちんと分納して下さいね、とか、今日もいづらか納税してくださいね、とか、そのように約束事を済ませた上で保険証を発行するようにしております。

更に、私どもがそういった納税の呼び出し状を出しても、何も反応がない方、もしかしたら四街道にいないような方もいらっしゃるかとは思いますが、そういった方には保険証を発行することはせずに、一旦私どもの方で留め置きということで預かっていることになります。

一点だけ例外がありまして、払いの悪い世帯、と言うのは言い方が良くないかもしれませんが、その世帯の中に、例えば小さなお子さんがいらっしゃる場合は、そういうお子さんに対して保険証を止めてしまうと、医者に掛かる機会を失わせてしまうことにもなりかねませんので、そういったお子さんに対してだけは、私どもはお子さんの保険証は無条件で郵送で発送するようにしているところでございます。

若菜委員	<p>5 ページの 7. 特定健康診査等事業で、24 年度は前年度より受診率が上がっておりますが、逆に事業費は下がっております。 これは、どのような理由でしょうか。</p>
事務局 (香取課長)	<p>集団検診につきましては、外部委託をしているのですが、以前は契約方法が随意契約であったのですが、入札に変わったことによって、競争により契約額が下がったというのが理由として考えられます。</p>
会 長	<p>他にご質問・ご意見はございますか。 特に、無いようですので、本日の議題については、以上で終わります。</p>
会 長	<p>次に、次第の 5 「その他」ですが、事務局からは何かありますか。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>特にございません。</p>
会 長	<p>皆さんからは、何かありますか。</p>
柴田委員	<p>事前に質問をさせていただいて、それに対して事務局よりお答えいただいたわけですが、私の質問の趣旨が伝わりづらかったのかもしれませんが、高額医療で、一件当たりでは、心臓の手術とかが高額になることは予想できるのです。 高額療養費となる疾患の中で、人工透析がかなりの部分を占めていると私は思うのですが、この 9, 569 件という件数の中で、こういった疾患が一番多いのかということをお聞きしたかったのです。</p>
事務局 (濱田 GL)	<p>それは、申し訳ございませんでした。</p>
会 長	<p>他にご質問・ご意見はございますか。 特に、無いようですので、以上で本日の協議会を閉会といたします。 お疲れ様でした。</p>